

東北発！海外展開加速化プロジェクトのうち効果的なプロモーションの推進事業業務委託  
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務概要

(1) 件名

「東北発！海外展開加速化プロジェクトのうち効果的なプロモーションの推進事業」

(2) 目的

「東北発！海外展開加速化プロジェクト」は、生産者が輸出に取り組む上でボトルネックとなっているロット確保や物流効率化等を広域連携により解決するとともに、メディアや SNS 等を活用して現地の趣向を容易に商品開発やプロモーションに反映できる手法を確立することで、輸入条件の厳しい欧州や米国に対してもチャレンジできるモデルを構築するものである。

このうち、効果的なプロモーションの推進事業は、東北＝被災地というイメージを払しょくし、新しいイメージの形成や風評被害払拭等も視野に入れた PR 戦略を策定するとともに、本モデル事業終了後も事業者が継続的に現地の商談会等に出展し、販路拡大に取り組めるように、展示会の出展モデルを構築するものである。

(3) 業務内容

①PR 戦略の策定

東北海外展開加速化協議会（以下「協議会」という。）が選定した海外向けのチャレンジ商品と併せて相乗効果をもって PR できる食材や食文化・伝統文化等を選定し、ブランディングと併せて対象国に効果的・効率的に PR することができるプロモーション戦略を策定する。

②テストマーケティングのための PR ツールの制作

①のプロモーション戦略を実行に移すため、パンフレットをはじめとする PR ツールを制作する（A3 版両面 2 種類×1000 部を目安。日本語、英語版及び展示会開催国言語にて制作）。

③PR 戦略等の有効性確認のためのプラットフォームの構築

食材の選定からローカライゼーション、制作された PR ツール等が有効に機能することを確認するプラットフォームとして、万国博覧会を含めた海外の展示会における出展計画を作成する。その際、少なくとも 2 つ以上（EU 及びアジア）の海外の展示会を対象とし、出展に係る事業効果や投資に見合う採算性の算定等を行う。

④その他

上記業務に付帯する各種調査、関係団体調整、実績報告書の作成を行う。また、展示会出展プラットフォーム構築に関しては、出展候補者を含めた関係者のヒアリングを実施の上、協議会と協議の上で指定の日時まで中間報告を行うものとする。

(4) 業務履行期間

平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(5) 成果品

①業務報告書（A 4 版） 5 部

※報告書の書式については、協議すること

- ②データ等のCD-R/RW一式
  - ③その他協議会から依頼するもの。
- (6) その他事業実施上の条件
- ①食材や食文化の選定については、関係者の同意を得ること。
  - ②海外の展示会への出展計画を作成するに当たっては、5千万人以上の人口を擁するEU加盟国及びアジア地域それぞれ1国を選定すること。その際、当該展示会開催国の選定理由（市場の将来性、他国への波及効果等）を明確に示すこと。
  - ③展示会への出展計画については、イメージ図を含めた計画（案）を企画提案コンペ時に提示すること（EU向けの1案で可）。
  - ④展示会への出展計画を作成する際には、要する費用について具体的に積算するとともに、関係者間の費用負担の考え方について具体的な案を示すこと。併せて、手順や方法等について、他の展示会への出展にあたっても共通化可能な項目を洗い出し、応用可能なプラットフォームの構築を図ること。
  - ⑤業務の実施にあたっては、協議会と十分な協議を行い進めること。

## 2 契約上限額

¥8,000,000円（税込み）以内とする。

## 3 企画提案実施方式

公募型企画提案書提出によるプロポーザル方式（参加者1社につき1提案）

## 4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 岩手県、宮城県又は福島県に本店又は営業所を有する者
- (2) 団体の登記等からこの公募開始時まで少なくとも3年以上経過している者
- (3) 業務完了時まで持続的な業務が実施できる者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (5) 岩手県、宮城県、福島県又は石巻市により入札の指名停止又は指名回避を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (8) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

## 5 企画提案コンペの実施方法

参加申込をする者は、次に掲げる企画提案資料を備え、提出期限までに提出してください。東北海外展開加速化協議会は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を総合的に審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。

### (1) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

- ① 企画提案書（様式任意）・・・・・・・・・・10部（製本1部、コピー9部）
- ② 見積書（様式任意）・・・・・・・・・・10部
- ③ 実施体制（様式任意）・・・・・・・・・・10部
- ④ 実施スケジュール（様式任意）・・・・・・・・・・10部
- ⑤ 参加申込書（様式第1）・・・・・・・・・・1部
- ⑥ 会社概要書（様式第2）・・・・・・・・・・1部
- ⑦ 提案資格に関する書面（様式第3）・・・・・・・・・・1部
- ⑧ 直近2か年の財務諸表・・・・・・・・・・1部（コピー可）
- ⑨ その他  
今回と同様の業務実績がある場合は成果の概要が把握できるもの・・・・・・・・・・10部  
本業務と関連ある業務を現に行っている場合は、その概要が把握できるもの・・・・・・・・・・10部

### (2) 企画提案及び参加申込の受付・提出期間

平成26年8月13日（水）から平成26年8月27日（水）17時必着

### (3) 提出先及び問合せ先

〒980-0021 仙台市青葉区中央2-9-10（セントレ東北11階）  
一般社団法人 東北経済連合会（東北海外展開加速化協議会 事務局）  
地域政策グループ 高田宛 TEL 022-799-2104

### (4) 提出方法 上記提出先へ持参又は郵送による送付に限ります。

### (5) 第1次審査（書類審査）の実施

実施日時 平成26年8月29日（金）を予定  
（なお申込数が5件に満たない場合は、第1次審査を省略いたします。）

### (6) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

実施日時 平成26年9月1日（月）を予定

### (7) 選定のための評価基準

審査に当たっては、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

- ① 企画性（20点）
  - ・最新の動向を踏まえ幅広い視点から実現性のある提案をしているか。
- ② 的確性（25点）
  - ・事業の目的をよく理解し、仕様書の主要な要件を満たした適切な提案内容となっているか。
- ③ 専門性（25点）
  - ・調査遂行のために必要な情報を収集及び分析する能力があるか。
  - ・過去に類似の調査を行った経験を有しているか。
- ④ 経済合理性（10点）
  - ・費用対効果の観点から事業予算額は効率的であるか。
  - ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

⑤ 実効性（20点）

- ・経営面も含め、事業の遂行に十分な能力があるか。
- ・限られた時間内で、迅速で機動的な対応が可能であり、能力のある経験豊かな職員を常時確保した調査受託体制をとれるか。
- ・実施スケジュールが具体的であり、計画を確実に実行できる体制が整備された提案がなされているか。

(8) 審査の結果

① 第1次審査（書類審査）

審査の結果は、5社を決定した後、提案したすべてのものに対して速やかに通知します。（電子メール）

② 第2次審査（プレゼンテーション審査）

審査の結果は、最優秀受託候補者を決定した後、提案したすべての者に対して速やかに通知します。（電子メール及び文書）

6 監督及び検査

別に定める契約条項により行います。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

7 委託料の支払い方法、及び支払い時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします

8 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限ります

9 企画提案にあたっての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

平成26年8月19日（火）17時まで

(2) 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとし、11に記載する担当まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続的な事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

(4) 質問に対する回答

頂いた質問には、電子メール、ファクシミリ、電話のいずれかにより回答させていただきます。

10 その他

(1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。

(2) 提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。

(3) 成果物の著作権は東北海外展開加速化協議会に帰属するものとします。

(4) 応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することはあ

りません。

- (5) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、東北海外展開加速化協議会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはなりません。再委託を行う場合は、再委託事業者についても同様とします。
- (7) 本事業は復興庁の「新しい東北」先導モデル事業の採択を受けて公募するものであり、今後、復興庁との契約条件次第では、採択された企画提案と異なる契約内容及び条件を東北海外展開加速化協議会から打診することもありうる旨ご了承ください。

## 11 連絡先

東北海外展開加速化協議会 事務局

〒980-0021 仙台市青葉区中央 2-9-10 (セントレ東北 11 階)

一般社団法人 東北経済連合会 地域政策グループ

担当：平澤、藤原、高田

E-Mail：y-takada@tokeiren.or.jp

TEL：022-799-2104 FAX：022-262-7062